

市原市八幡総合市民センター 利用基準

市原市八幡総合市民センターの基本事項

1 設置目的

社会教育、青少年育成及び市民交流に関する各種の事業の実施及び必要な設備を有する施設の提供を通じて、市民の教養の向上と交流を促進し、もって文化の向上及び地域交流の醸成を実現するため、市原市八幡総合市民センターを設置する。

2 名称

市原市八幡総合市民センター（愛称：やわたパレット）

3 位置

市原市八幡 1 0 5 0 番地 3

4 施設

1階 多目的エントランスラウンジ、多目的室（小）、多目的室（大）、図書室

2階 多目的室（中）、和室、調理室、体育室、多目的運動室、図書室、
多目的ICTルーム

屋外 オープンスペース

5 事業の内容

- (1) 社会教育に関する事業
- (2) 青少年育成に関する事業
- (3) 読書活動に関する事業
- (4) 学習相談に関する事業
- (5) 地域活動支援に関する事業 ほか

6 休館日

年末年始（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで）

市原市八幡総合市民センター 利用基準

- ※ 定期清掃や点検などで年末年始以外に年3回程度休館することがあります。
- ※ 図書室の休室日は、年末年始のほか毎月の末日及び特別整理期間です。
(図書室の休室日は図書の閲覧・貸出ができません)

7 利用時間

午前9時から午後9時まで

- ※ 祝日等は午前9時から午後5時まで。
- ※ 図書の貸出時間は、午前9時30分から午後5時まで
(水曜日及び金曜日(いずれも祝日等を除く)にあつては、午後7時まで)。

8 利用料金

施設の名称	1時間あたり	施設の名称	1時間あたり
多目的エントランス ラウンジ	450円	体育室	全面 900円
多目的室(小)	300円		半面 450円
多目的室(中)	300円	多目的運動室	400円
多目的室(大)	400円	多目的ICTルーム	400円
和室	400円	オープンスペース	900円
調理室	300円		

※ 多目的エントランスラウンジ及びオープンスペースの利用料金は、全部又は一部を独占して利用する場合に限ります(独占しない場合には、無料です)。

※ 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の100分の100に相当する額の割増料とします。

- (1) 許可利用者が、本市に住所若しくは勤務先を有する者又は市内に存する学校に在学する者及びそれらの者で構成されている団体以外の場合
- (2) 許可利用者が、利用に際し入場料等を徴収する場合(名目にかかわらず、直接又は間接に金銭の収入がある場合をいう。)

市原市八幡総合市民センター 利用基準

- (3) 許可利用者が、営利を目的とする物品等の展示、発表、宣伝、販売その他これらに類する行為をする場合（※）

※施設利用時に、自己の名をもって商行為をすることを業とする者（商人）による営業活動のための会議等を含みます。

商法抜粋（附屬的商行為）

第五百三条 商人がその営業のためにする行為は、商行為とする。

2 商人の行為は、その営業のためにするものと推定する。

<利用基準の凡例>

センター	市原市八幡総合市民センター
条例	市原市八幡総合市民センターの設置及び管理に関する条例
規則	市原市八幡総合市民センターの設置及び管理に関する条例 施行規則
市	市原市
利用日	利用したい日・利用予定日・利用した日
施設	市原市八幡総合市民センターの施設・設備・敷地
システム	市原市公共施設予約システム
広報誌	市原市が発行する広報誌
ウェブサイト	市原市が公開するウェブサイト

市原市八幡総合市民センター 利用基準

1 施設の利用方法

(条例第 8 条、条例第 12 条、条例第 13 条、規則第 2 条、規則第 5 条)

(1) 予約方法と受付期間

- ① 1 か月に利用できる上限は利用時間に限らず、4 回までです。
- ② 予約の方法は、予約システム、窓口、電話の 3 通りです。
- ③ 予約可能期間は、利用日の前月の 1 日午前 6 時から利用開始時刻前までです。
予約システムでの予約は、前日までとなりますので、当日予約は窓口又は電話のみとなります。
- ④ 電話、窓口での予約は、センターでのみ受け付けます。
- ⑤ 災害時等、センターが避難所として開設された場合には、予約を取り消すことがあります。

(2) 予約システムの利用登録

予約システム、窓口、電話のいずれの方法でも、予約システムでの利用登録が必要です。

予約システムの ID をお持ちでない方や、これまでセンターを利用したことがない方は、運転免許証等の顔写真付きの身分証明書を持参の上、センター窓口にて手続きを行ってください。

(3) 注意事項

- ① 申請と利用料金のお支払いは、利用開始時刻までに行ってください。
- ② 許可利用者の責に帰することができない事由等を除き、既に納入された利用料金は還付しません。
- ③ 変更やキャンセル時は、必ず事前に連絡をしてください。
予約システムでは当日の予約・キャンセルは出来ませんので、御注意ください。

市原市八幡総合市民センター 利用基準

<ペナルティ制度について>

予約の当日キャンセルや無断キャンセルにはペナルティがつきます。

2ヶ月間の判定期間の間に4点以上となった場合には判定期間の3ヵ月後、4ヵ月後の制限期間の予約の申込が出来なくなります。

ペナルティ点数	
事由	点数
利用当日に予約を取消した場合	1点
予約を取り消さずに施設を利用しなかった場合	3点

判定期間		制限期間
4月～5月	⇒	8月～9月
6月～7月	⇒	10月～11月
8月～9月	⇒	12月～1月
10月～11月	⇒	2月～3月
12月～1月	⇒	4月～5月
2月～3月	⇒	6月～7月

- ✓ 悪天候で警報が出ている場合や交通機関の遮断など利用者の責に帰することが出来ない場合は、利用者からの事前連絡がなくとも点数はつきません。
- ✓ 次の判定期間への点数の繰越はありません。
- ✓ 制限がかかる前に申し込んだ予約の施設利用や取り消しは行えます。

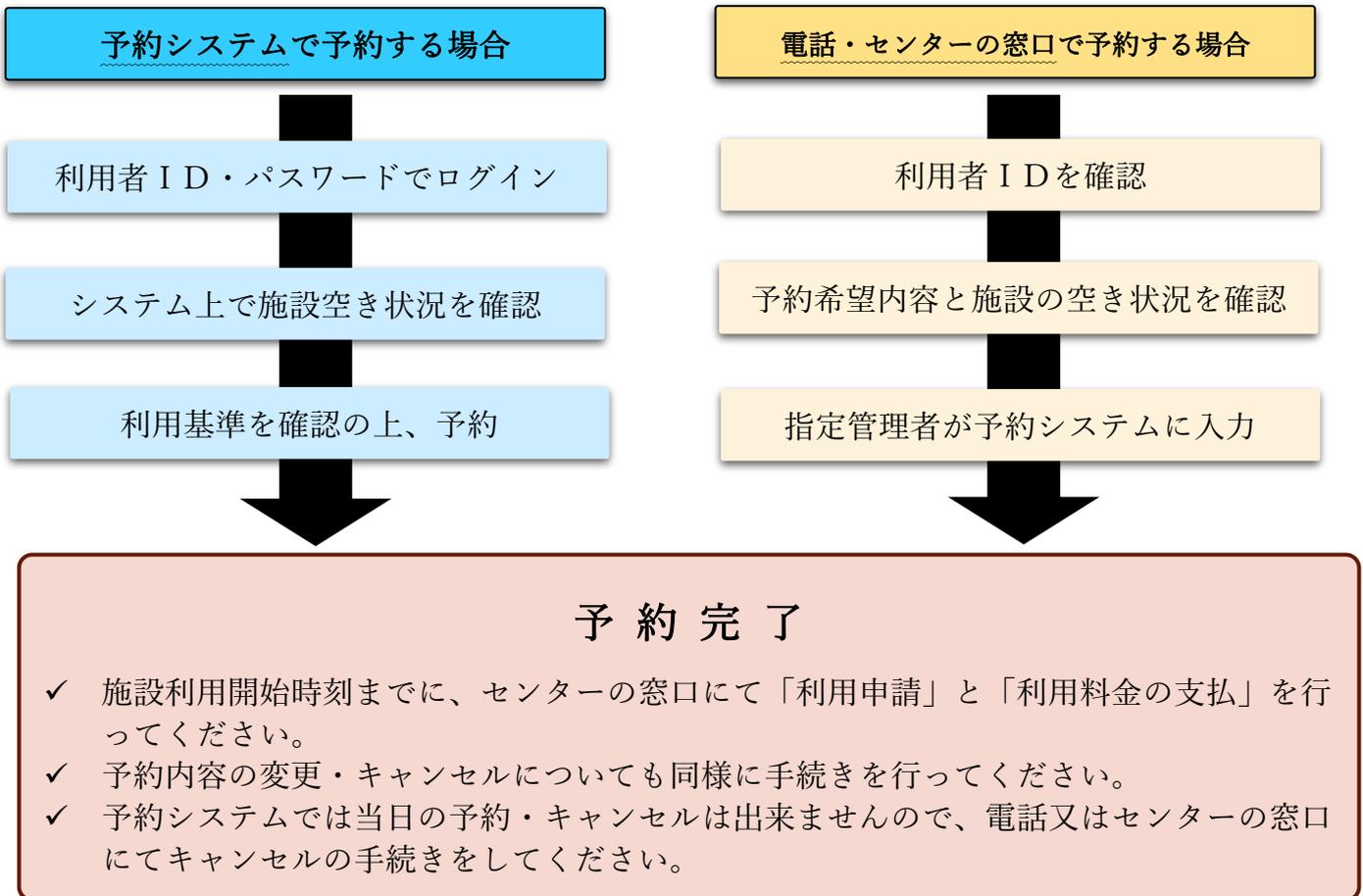
市原市八幡総合市民センター 利用基準

<施設予約フロー>

本人確認書類を持って、センターの窓口にて利用要件の説明を受けた上で、下記2つの登録を行ってください。

登録内容の変更・廃止についても同様にセンターの窓口にて手続きを行ってください。

- ① 予約システムの利用登録（ID取得）
- ② センターの利用登録



※市が、選挙の投票所、避難所等で使用する場合や緊急の施設修繕工事で施設を使用する場合には、予約を取り消すことがあります。

市原市八幡総合市民センター 利用基準

2 禁止行為等（条例第7条）

センターでは、貸館を含む施設利用において、以下の行為を禁止します。

- ① 公の秩序又は善良の風俗を乱す行為
- ② 他の利用者に危害を及ぼし、又は他の利用者の迷惑になる行為
- ③ 施設を損傷し、又は汚損する行為
- ④ 指定管理者の許可のない広告物の掲示若しくは配布、看板若しくは立札の設置又はこれらに類する行為
- ⑤ 所定の場所以外において火気を使用し、又は喫煙をする行為（施設内は全面禁煙です）
- ⑥ 指定管理者の許可のない物品の展示若しくは販売又はこれらに類する行為
- ⑦ 各種申請について虚偽申請を行うこと
- ⑧ 長時間に渡り、エントランスラウンジやフリースペースを占有すること
- ⑨ 特定の候補者・政党を支持または反対する活動を行うこと
- ⑩ 布教活動、入信の勧誘など、宗教的な行為を伴う活動を行うこと
- ⑪ 介助犬を除き、動物を建物内へ持ち込むこと
- ⑫ 部屋の定員（収容人数、スタッフ等を含む）を超えて利用すること
- ⑬ 以下の条件に当てはまらない、中学生以下の者が利用すること
 - ・中学生以下の方が、会議室等、利用許可を得て施設を利用する場合は、保護者または監督者（18歳以上の方）が同伴するとともに利用中責任を持って監督することを条件とします。
 - ・中学生以下の方が、午後5時以降、利用許可が不要な施設（センター敷地内を含む）を利用する場合は、保護者または監督者が同伴するとともに利用中責任を持って監督することを条件とします。
- ⑭ 指定管理者の指示に従わない飲食及び飲酒すること

市原市八幡総合市民センター 利用基準

3 利用停止・利用許可取消し・点検立入り (条例第9条、条例第10条、条例第16条)

禁止事項に該当する行為を発見した場合は、直ちに利用を中止していただきます。さらに、指定管理者の指示に従わない場合は、利用許可の取消をさせていただきますことがあります。

また、これらに関連して、指定管理者が必要に応じ、活動場所への入室・点検・確認、利用者に対する調査など、活動内容に関する調査を行うことがあります。

市原市八幡総合市民センター 利用基準

4 利用料金の減免（条例第14条、規則第6条）

利用料金の減免は、条例及び規則の規定に合致する以下の場合に限り、指定管理者が行います。

(1) 規則第6条第1項1号から4号

	対象	条件	減免額
1号	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者及びその者の利用に際して現に介護を行う者が利用する場合	予約システムでの利用者登録時及び更新時に各手帳をセンターの窓口で提示してください。	全額
2号	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所の判定に基づき知事が発行する療育手帳の交付を受けた者及びその者の利用に際して現に介護を行う者が利用する場合		
3号	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその者の利用に際して現に介護を行う者が利用する場合		
4号	前3号に掲げる者を主要な構成員とする団体が利用する場合	予約システムでの利用者登録時及び更新時に各手帳をセンターの窓口で提示し、構成員の半数以上であることを確認します。	全額

市原市八幡総合市民センター 利用基準

(2) 規則第6条第1項5号

条例第4条第1号から第5号までのいずれかの事業を実施する団体であって、市長が事前に指定管理者に対し通知するものが当該事業のために利用する場合とは、次の要件を満たす団体とします。

- ① 条例第4条第1号から第5号までのいずれかの事業を実施する公益的な団体であること。
- ② 市のいずれかの課と連携し公益的な事業（活動）を展開していること。
- ③ 利用時、センターの窓口において、減免を受ける利用目的を明記すること。

※ 複数の減額・免除事由が該当する場合には、利用者にとって最も有利な一の事由により、減額・免除を行います。

市原市八幡総合市民センターの設置及び管理に関する条例

(事業の内容)

第4条 センターにおいて実施する事業は、次のとおりとする。

- (1) 社会教育に関する事業
- (2) 青少年育成に関する事業
- (3) 読書活動に関する事業
- (4) 学習相談に関する事業
- (5) 地域活動支援に関する事業

市原市八幡総合市民センター 利用基準

5 優先予約

(1) 優先予約の利用条件

センターでの優先予約区分は下表の通りです。優先予約を行うためには、いずれかの区分に該当する必要があります。

予約の重複があった場合には、優先順位順となります。

区分 優先順位	対象
優先予約 1	公職選挙法に基づく選挙における投票所として利用する場合
優先予約 2	社会教育・及び青少年健全育成に係る主催事業として利用する場合
優先予約 3	市が主催者として利用する場合
優先予約 4	国・県が主催者として利用する場合 市内の学校、認定こども園、保育所が利用する場合（私立含む） <u>市の関係団体</u> が主催者として「大会・大規模イベント（祭り・フェスタ等のみ）」開催する場合
優先予約 5	登録サークル、青少年健全育成団体が利用する場合
優先予約 6	市が共催した事業として利用する場合 指定管理者の自主事業として利用する場合 <u>市の関係団体</u> が主催者として利用する場合（上記以外）

(2) 市の関係団体について

市の関係団体とは、次の要件を満たす団体とします（規則第6条第1項5号の減免対象団体と同一です）。

市原市八幡総合市民センター 利用基準

- ① 条例第4条第1号から第5号までのいずれかの事業を実施する公益的な団体であること。
- ② 市のいずれかの課と連携し、公益的な事業（活動）を展開していること。

（3）優先予約の上限について

優先予約は、1団体あたり予約の上限である1か月当たり4回までとします。

（1時間の利用でも、終日の利用でも、1回とカウントします）

市原市八幡総合市民センター 利用基準

6 登録サークル

社会教育におけるサークル活動の意義・目的は、市民が主体的に学習活動を進めながら、お互いに学びあい、その成果を活かすことで、地域の生涯学習活動を推進し、循環型の生涯学習社会を実現することにあります。

このため、登録サークルは、単に趣味や楽しみの集まりではなく、主体的に活動でき、生涯学習社会の実現に寄与できる団体であることが必要となります。

(1) サークル登録の要件等

登録サークルとして登録ができる団体は、次の要件を全て備えるものとします。

- ① 団体活動に必要な事項を会則で定め、その会則に基づき団体として活動していること。
- ② 自主的な計画のもとに多角的な学習活動を行うための活動目標を明確化していること。
- ③ 会員の半数以上が、市内在住・在勤・在学者であること。
- ④ 代表者は講師を兼ねないこと。
- ⑤ 会員の加入・脱退が自由であること。
- ⑥ サークル活動を実際行う者が18歳未満の場合、その者と併せて保護者が必ず会員となること。また、会員となった保護者はサークルの運営に携わること。
- ⑦ 市内の公民館でサークル登録をしていないこと。
- ⑧ 特定の宗教、政党、政治家を支持する運営をしないこと。
- ⑨ 営利事業または営利事業を援助するような運営をしないこと。
- ⑩ 「塾・教室等」（下記参照）に該当しないこと。また、その下部組織や関係団体等でないこと。
- ⑪ サークルに関する会議（サークル連絡協議会等）が開催される場合、代表者等が参加すること。
- ⑫ 文化祭等の開催に協力すること。

【塾・教室等について】

登録サークルは、自主的な計画のもと、主体的に学習活動を進めながら、お互いに学びあい、その成果を活かすことを目的としていることから、営利目的である教室、塾、それらに準ずるものはサークル登録を認めません。また、登録後において、これらに該当することが判明した場合は、登録を取り消すこととします。塾・教室等に該当するものは下表を参照してください。

市原市八幡総合市民センター 利用基準

	登録サークル	塾・教室等
会員と講師	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の総意で講師を選定する ・横の人間関係で、相互学習を重視 ・講師はいなくてもよい ・講師は会員になることができない 	<ul style="list-style-type: none"> ・塾、教室等で講師を選定する。または講師が中心となって会員を集める ・縦の人間関係で、師弟関係で組織 ・講師が必要
経理・会計	<ul style="list-style-type: none"> ・互選された会計係が会費を集金する ・会計内容を会員に公開する ・収支は会員の総意により決まる ・講師謝金額は、会員の総意で決定し、社会通念上高額とにならない額である 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接講師や経営者に月謝を支払う ・会計内容は通常公開しない ・収支について会員の意見が反映されない ・塾、講師の意思により講師謝金額が決定される
運営・活動	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の総意で民主的に運営する（会則を有する、会則を遵守している） ・自主的に活動を計画する ・営利活動はできない 	<ul style="list-style-type: none"> ・講師、塾が中心となり運営される（会則がない、会則が遵守されていない） ・講師が活動内容を決める ・営利活動ができる

※「講師」とは謝金、謝礼を受け取り、講習や講義を行う者をいいます。

(2) サークル登録の申請

登録サークルとして登録する場合、次の書類を提出してください。

- ① サークル登録申請書
- ② 会則
- ③ 年間活動計画
- ④ 収支予算書（会費及び講師謝礼は明記してください）
- ⑤ 会員名簿
- ⑥ サークル登録チェック表

※ 別紙様式にて作成してください。ただし、②③④は任意様式でも構いません。

※ 会則には次の事項を規定してください。

市原市八幡総合市民センター 利用基準

- ① 活動の目標
- ② 会員の加入・脱退の手続き
- ③ 組織及び運営
- ④ 総会の手続きと議決事項
- ⑤ 会計年度
- ⑥ 収入・支出項目
- ⑦ 会計報告、監査報告
- ⑧ 会費（額・集金方法）

市原市八幡総合市民センター 利用基準

(3) サークル登録及びその後の手続き

① サークル登録手続き

ア 登録申請受付後（例年12月中旬頃）、登録希望団体は、サークル登録申請書及び必要書類を揃え、市生涯学習課又は指定管理者へ提出してください。

イ 市生涯学習課において、申請内容を審査し、登録の可否を決定します。

ウ 登録決定をしたサークルに対し、市生涯学習課又は指定管理者からサークル登録決定通知書を交付します。

エ 登録決定後、翌年度分のサークル予約が可能となります。

② 登録内容に変更があった場合（別添様式参照）

サークル登録の申請内容に変更があった場合、速やかにサークル登録変更届及び変更した書類を提出してください。

(4) 優先予約

登録サークルは、以下に定める利用条件を満たすと市が認めた場合、一般予約開始日（利用日の前月の1日）より前に優先して施設を予約することができます。

① 利用内容が、やわたパレットで実施する必要があると認められること。
他の施設等で実施できる場合は、認められないことがあります。

② 実施日を予め定める必要があると認められること。
優先して予約をするため、実施日を予め決定し、講師選定、参加者確認、利用者への周知などの準備が必要であると認められる場合に限りです。

※優先予約の区分については11ページを参照してください。

(5) その他留意事項

① サークル登録に関する指導・取り消し
条例第7条に規定する「禁止事項」に該当する行為を行った場合、上記の「サークル登録の要件等」に適合しなくなった場合、適合が疑われる場合、または、サークルが提出した書類及び利用内容に不備・違反・虚偽等がある場合、市又は指定管理者は、その内容を是正するよう指導することができます。是正指導に従わない場合、市又は指定管理者は、その団体のサークル登録を取り消すことができます。

市原市八幡総合市民センター 利用基準

- ② サークル活動内容の調査
市又は指定管理者は、必要に応じ、サークルに対し、活動場所への入室・点検、活動実績・収支実績に関する確認、会員に対する調査など、サークル活動内容に関する調査を行うことができます。
- ③ サークルの利用条件
予約可能回数は、月4回を上限とします。
会員名簿に記載のない者（講師及びその協力者は除く）は、サークル活動に参加することはできません。
- ④ 市が、選挙の投票所、避難所等で使用する場合、又は施設の主催事業の変更や緊急の施設修繕工事、公的行事等で施設を使用する場合は、サークルの予約を取り消すことができます。